

債権者の皆様へ

【重要なお知らせ】
令和7年8月8日（金）から
美里町役場からの複数の振込をまとめて振り込みます。

令和6年10月から、債権者様へ公金を支払う際の口座振込手数料が有料化されました。手数料の削減を図るため、同一債権者様に対する支払いを合算して支払う「名寄せ」を実施いたします。

なお、今回の手数料有料化に伴い、債権者様の手数料負担が新たに発生することはありません。

1. 概要

本町システムにおいて債権者登録をしている債権者様の債権者登録番号を使用した口座振替払について、**同一日に同一口座への振込が複数ある場合、まとめて振り込みます。**

2. 対象条件

- ① 支払日が同一であること
- ② 振込先の口座情報がすべて同一であること
- ③ 美里町会計管理者名義からの振込であること

※口座名義が同一であっても金融機関や口座番号が異なる場合や本町システム上の債権者登録番号が異なる場合は合算されません。

※公営企業会計（生活排水事業・簡易水道事業）からの振込は対象外です。

※名寄せされた場合、通帳には「ミサトマチカイケイカンリシヤ」と記載されます（金融機関によって表示文字数は異なります）。

3. 運用開始日

令和7年8月8日（金）振込分から

振込の内訳について通知書の発送は行いません。振込の内訳を含め、ご不明な点等ございましたら美里町役場会計課までお問い合わせください。

ご多用のところ大変恐縮ですが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【問合先】

美里町役場 会計課

☎ 0964-46-2111（代表）